

横浜市職員定数条例等の一部改正について

1 改正の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正（平成 26 年 6 月）により、「委員長と教育長の一本化による新しい教育長の設置」、「総合教育会議の設置」、「首長が教育に関する『大綱』を策定」などを内容とする新たな制度へ移行（平成 27 年 4 月 1 日）されます。

法改正に伴い、新たな位置付けとなった教育長（以下、新「教育長」）に関する規定を整備するため、関係条例を改正します。

2 法改正のポイント（条例改正に関する部分）

(1) 委員長と教育長を一本化した、新「教育長」は常勤特別職として整理されること

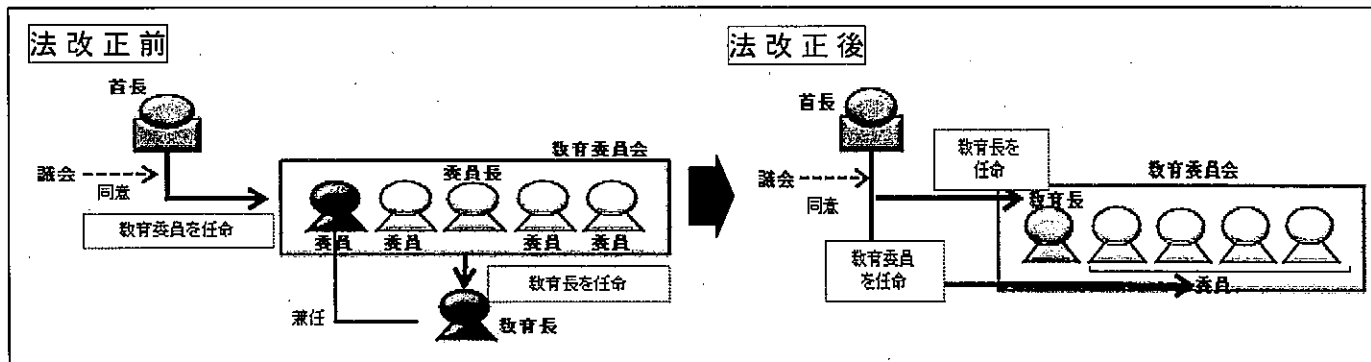
現在（法改正前）の教育長は委員としては特別職ですが、教育委員会から任命された事務局の長として一般職の身分を兼ね備えています。法改正後は「教育長」という職そのものに対して、首長が直接、議会の同意を得て任命することから、改めて新「教育長」は、常勤特別職として整理されました。（一般職としての身分はなくなりました。）

(2) 新「教育長」は、教育委員会の構成員ではあるが、「委員」の一人とは取り扱われないこと

法改正前の教育長は「委員」の内数でしたが、法改正後の新「教育長」は、「委員」の外数として整理されました。よって法改正後の教育委員会は、新「教育長」と「委員」で組織されます。

法改正の内容（条例改正に関する部分）を図示したもの

文部科学省作成のパンフレットより抜粋



3 提出議案の概要

市第 100 号議案 横浜市職員定数条例等の一部改正

条文の整理を内容とする、教育委員会と関係局の所管条例の改正を、一括で行うもの

改正する条例	改正内容
横浜市職員定数条例	「教育長」1人分の定数を削除
横浜市個人情報の保護に関する条例	「教育委員会委員」を 「教育委員会の教育長及び委員」に改正
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 24 条の 2 第 1 項の規定により教育委員会の職務権限に係る事務のうち市長が管理し、及び執行する事務に関する条例	条ずれの整理
横浜市教科書取扱審議会条例	条ずれの整理

(参考) 関連する議案

市第 98 号議案 横浜市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の全部改正

新「教育長」の勤務時間等を新たに制定するもの

改正する条例	改正内容
横浜市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例	勤務時間その他の勤務条件について一般職職員の規定を適用

市第 101 号議案 横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例等の一部改正

新「教育長」の給料等を新たに制定するもの

改正する条例	改正内容
横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例	「教育長」を追加し、給料月額(84万円)を規定 地域手当・期末手当・退職手当・通勤手当を支給
横浜市旅費条例	「教育長」を特号の区分に追加
横浜市退職手当条例	「教育長」の記載と根拠条例を削除
職務に専念する義務の特例に関する条例	「教育長」に新たに適用させるため、 根拠法(地教行法)を追加

[参考] 新「教育長」の給与等の概要

項目	金額等	備考
給料月額	840,000 円	
地域手当	給料月額の 12%	
期末手当	4.15 月分	一般職職員の例による
退職手当	給料月額×在職月数× $\frac{14}{100}$	3年間の任期を満了した場合、4,233,600 円
通勤手当	支給	一般職職員の例による